

平成20年第4回太良町議会（定例会第3回）会議録（第1日）						
招集年月日	平成20年9月5日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成20年9月5日 9時30分			議長	坂口久信
	散会	平成20年9月5日 10時12分			議長	坂口久信
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員  出席12名 欠席0名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	所賀 廣	出	7番	見陣 泰幸	出
	2番	山口 巖	出	8番	久保 繁幸	出
	3番	平古場 公子	出	9番	末次 利男	出
	4番	坂口 久信	出	10番	山口 光章	出
	5番	牟田 則雄	出	11番	下平 力人	出
	6番	川下 武則	出	12番	木下 繁義	出
会議録署名議員	9番	末次 利男	10番	山口 光章	11番	下平 力人
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 松本 太		(書記) 針長 俊英			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	岩島 正昭	農林水産課長	高田 由夫		
	副町長	永淵 孝幸	税務課長	桑原 達彦		
	教育長	陣内 碩泰	建設課長	川崎 義秋		
	総務課長	岡 靖則	会計管理者	坂本 豊		
	企画商工課長	佐藤 慎一	農業委員会事務局長	藤木 修		
	財政課長	大串 君義	学校教育課長	川瀬 勝芳		
	町民福祉課長	新宮 善一郎	社会教育課長	寺田 恵子		
	健康増進課長	江口 司	太良病院事務長	每原 哲也		
環境水道課長	土井 秀文	代表監査委員	川次 信康			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 平成20年9月5日（金）議事日程

開 会（午前9時30分）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 諸般の報告について  
日程第4 議案一括上程  
町長提案 議案第52号～議案第81号  
諮問第3号  
町長の提案理由の説明

---

午前9時30分 開会

### ○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。平成20年9月定例会の招集告示に基づき、応招出席のお知らせをいたしましたところ、議員各位には公私とも大変御多用中の中、全員御出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから平成20年第4回太良町議会定例会第3回を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案集の2ページに議事日程表がございますので、ごらん願います。

本日の議事を議事日程表のとおり進めます。

### 日程第1 会議録署名議員の指名について

### ○議長（坂口久信君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について。

会議規則第114条の規定により、本会期の署名議員として、9番末次君、10番山口光章君、11番下平君、以上3君を指名いたします。

### 日程第2 会期の決定について

### ○議長（坂口久信君）

日程第2. 会期の決定についてを議題といたします。

表紙の次、1ページをごらん願います。

本会期につきましては、去る9月1日、議会運営委員会を開催し、まとめたもので、本日から9月16日までの12日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、会期は案どおり、本日から9月16日までの12日間と決定いたしました。

### 日程第3 諸般の報告について

#### ○議長（坂口久信君）

日程第3. 諸般の報告について。

議長より報告をいたします。

会議規則第115条の規定により、6月定例会から今定例会までに派遣した議員については、議案集5ページの報告書のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

### 日程第4 議案一括上程

#### ○議長（坂口久信君）

日程第4. 議案の上程。

町長提案の議案第52号から議案第81号及び諮問第3号を一括上程いたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

#### ○町長（岩島正昭君）

皆さんおはようございます。平成20年第4回太良町議会定例会第3回を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、元気な姿で、しかも全員の御出席を賜り、ありがとうございます。

それでは、議案第52号から諮問第3号まで順を追って提案理由を説明させていただきます。

議案第52号は、太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の施行に伴い、人事院規則が改正されたため、太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例を改正する必要性が生じたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第53号は、太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

地方自治法の一部改正に伴い、太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を改正する必要性が生じたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第54号は、太良町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

平成20年度税制改正により地方税法等の一部が改正されたことに伴い、太良町税条例の一部を改正するものであります。

主な改正項目は、個人住民税の2点であります。

第1点目は、地方公共団体に対する寄附金控除の拡大であります。

寄附金控除の適用対象額が100千円以上から5千円以上に、控除対象限度額が総所得金額

等の25%から30%に拡大されます。

控除方式については、所得控除方式から税額控除方式へと変更されます。

控除額は、寄附金の5千円を超える部分について、10%の住民税基本控除額と住民税所得割額の1割を上限とする特例控除額の合計が住民税所得額から控除されます。

平成20年1月1日以降の寄附が対象となり、平成21年度の住民税から適用されます。

第2点目は、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の導入であります。

公的年金からの特別徴収の対象者は、個人住民税の納税義務者であって、65歳以上の公的年金等の受給者です。ただし、老齢基礎年金の年額が180千円未満の者、特別徴収税額が老齢基礎年金の年額を超える者は対象となりません。特別徴収となる税額は、公的年金等の所得に対する税額のみが対象となります。

公的年金等の所得のほかに公的年金以外の所得を有する者の公的年金等以外の所得に係る税額の徴収方法は、従前のおりでございます。

特別徴収の対象となる年金は、老齢基礎年金が対象となり、平成21年10月からの開始となります。

以上が主な項目の改正の概要であります。

その他、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第55号は、太良町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の内容は、中尾分校区の区民一同から多良小学校本校での教育を希望されたので、太良町立多良小学校中尾分校を太良町立多良小学校本校へ統合して、太良町立多良小学校中尾分校を廃止する改正であります。

次に、議案第56号から議案第62号までは、公の施設において、指定管理者制度の導入に伴う関連議案であります。

林業総合センターの設置及び管理に関する条例の制定と、野外音楽堂、町の体育施設、町立図書館、歴史民俗資料館、活性化センター及び特産品等展示販売所の設置及び管理に関する条例の一部改正において、指定管理者制度の導入に対応できるよう所要の改正を行うものであり、関係する7議案を提案するものでございます。

次に、議案第63号は、太良町犬取締条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例の制定に伴い、佐賀県手数料条例が改正され、平成20年10月1日より、不用犬の引取手数料が有料化されるとともに、不用犬の引き取り方法が変更になります。

今まで、飼い主の方が町に引き取りを依頼し、町が県へ引き渡しを行っていたものを、飼い主の方が直接県へ引き取りを依頼する方法に変更になります。これにより、町で不用犬の引き取りができなくなりますので、所用の改正を行うものでございます。

次に、議案第64号は、太良町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、町外からの転入促進を図るため、町営住宅の入居者の資格要件となっている「太良町に住所又は勤務場所を有する者」という地域要件を除くこと、及び公営住宅において暴力団員による事件、トラブルが全国的に発生している現状を踏まえ、町営住宅から暴力団員を排除し、入居者の安全と平穏な生活の確保を図るために所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第65号は、太良町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、議案第64号と同じく、町営住宅から暴力団員を排除し、入居者の安全と平穏な生活の確保を図るために所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第66号は、平成19年度町立太良病院事業会計決算の認定についてであります。

平成19年度の決算の概要については、決算書の1ページをごらんください。

まず、収入については、第1款. 病院事業収益が659,203,879円、第2款. 訪問看護ステーション事業収益が14,948,240円、第3款. 介護保険事業収益が37,743,178円で、収入合計が711,895,297円となっております。

次に、支出について2ページをごらんください。

第1款. 病院事業費用が796,487,625円、第2款. 訪問看護ステーション事業費用が13,252,940円、第3款. 介護保険事業費用が32,891,813円で支出合計が842,632,378円となっており、差し引き130,737,081円の赤字決算となりました。

次に、資本的収入及び支出であります。決算書の3ページをごらんください。

まず、支出のほうから申し上げます。

第1款. 資本的支出の第1項. 建設改良費は、総額7,819,965円を執行いたしております。

次に、第2項. 企業債償還金として1,255,499円を支払っております。

これらに対する財源といたしましては、収入の第1款. 資本的収入の第1項. 一般会計からの出資金5,337千円、第3項. 国庫補助金73千円を充当し、不足分の3,665,464円につきましては、過年度分損益勘定留保資金を補てんいたしております。

次に、議案第67号は、平成19年度太良町水道事業会計決算の認定についてであります。

平成19年度の決算の概要につきましては、決算書の1ページをごらんください。

事業収益52,901,535円、事業費50,303,811円、当年度の利益は差し引き2,597,724円であります。

資本的支出については、2ページをごらんください。

資本的支出16,221,135円で、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額16,221,135円は、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補てんをいたしております。

す。

次に、議案第68号は、平成19年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成19年度の決算状況につきましては、決算書にそれぞれ詳しく記載しておりますが、まず、決算書の197ページ、実質収支に関する調書をごらんください。197ページです。

平成19年度の歳入歳出決算額は、歳入総額4,845,027千円、歳出総額4,776,380千円、歳入歳出差引額68,647千円となっております。

この差引額につきましては、翌年度に繰越明許費繰越額として7,192千円を繰り越し、財政調整基金積立金に31,000千円を、残りを翌年度繰越金として30,455千円の財政措置をいたしております。

次に、財産関係について御説明をいたします。

297ページをごらんください。

平成19年度末の土地及び建物で、土地の面積は1,254万9,257平方メートル、建物の延べ面積は5万6,686平方メートル、うち木造が5,022平方メートル、非木造が5万1,664平方メートルとなっております。

出資金につきましては、299ページをごらんください。

平成19年度末の出資による権利の現在高は、90,415千円となっております。

有価証券につきましては、平成19年度末で50千円となっております。

物品につきましては、300ページから302ページにそれぞれ記載をいたしておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

基金につきましては、303ページをごらんください。303ページです。

平成19年度末の基金積立金の状況は、一般会計で4,083,531千円、特別会計では、国民健康保険給付費基金が120,220千円、山林育成基金が291,475千円、簡易水道事業基金が35,967千円、一般会計と特別会計の合計では4,531,193千円となっております。

また、定額運用基金の運用状況については、304ページに記載しておりますので、後ほどごらんください。

今後とも自主的で主体的な活力あるまちづくりを目指し、さらに健全で節度ある財政運営に努力してまいりたいと思っております。

次に、議案第69号は、平成19年度太良町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成19年度の決算の概要につきましては、決算書の214ページをごらんください。

歳入総額1,474,690千円、歳出総額1,479,365千円、歳入歳出差引額は4,675千円の歳入不足となっております。このため、翌年度歳入繰越充用金4,675千円で歳入不足を補てんしてきたところでございます。

次に、議案第70号は、平成19年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につい

てであります。

平成19年度の決算の概要につきましては、決算書の251ページをごらんください。

歳入総額1,716,230千円、歳出総額1,682,052千円、歳入歳出差引額34,178千円となっております。この差額につきましては、基金積立金に17,100千円、残り17,078千円を翌年度繰越金として財政措置をいたしております。

次に、議案第71号は、平成19年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成19年度の決算の概要につきましては、決算書の264ページをごらんください。264ページです。

歳入総額39,587千円、歳出総額38,252千円、歳入歳出差引額1,335千円となっております。

この差額につきましては、全額翌年度への繰越金として財政措置をいたしております。

次に、議案第72号は、平成19年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成19年度の決算の概要につきましては、決算書の281ページをごらんください。

歳入総額78,286千円、歳出総額74,864千円、歳入歳出差引額3,422千円となっております。

この差額につきましては、基金積立金に1,720千円、残り1,702千円を翌年度繰越金として財政措置をいたしております。

次に、議案第73号は、平成19年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成19年度の決算の概要につきましては、決算書の296ページをごらんください。

歳入総額50,412千円、歳出総額48,162千円、歳入歳出差引額2,250千円については、全額翌年度への繰越金として財政措置をいたしております。

次に、議案第74号は、平成20年度太良町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

平成20年度太良町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ81,927千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,721,340千円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

それでは、歳出の主なものから御説明をいたします。

まず、予算書の16ページをごらんください。

定住促進事業費補助金20,000千円の追加補正は、当初予算で10,000千円の予算を計上して

おりましたが、現在、既に申請額が当初予算額を上回り、今後も引き続き申請が見込まれることから、追加補正いたしております。

17ページをごらんください。

賦課徴収費の2,960千円の補正は、来年の10月から公的年金に係る住民税が特別徴収されることに伴い、社会保険庁等の市町村間のデータの授受が電子化されるため、その関連経費を計上いたしております。

18ページをごらんください。

老人福祉総務費の地域共生ステーション推進事業費補助金5,000千円は、地域共生ステーション「たら」の開設に係る補助金でございます。

備品購入費640千円は、視覚障害者等情報支援用備品購入費であります。

心身障害者福祉総務費の償還金利子及び割引料4,223千円は、平成19年度の国及び県の負担金確定による精算返納金でございます。

19ページをごらんください。

環境衛生費の手数料788千円は、アスベスト検査手数料で、平成17年度に検査した5施設に対し、検査対象の種類を3種類から6種類に追加変更し、さらにアスベストの含有率も1%未満から0.1%未満に引き下げ、再度の検査を行うものでございます。

20ページをごらんください。

特産地づくり推進費のブランド率向上推進費補助金1,677千円は、ミカンのブランド化に向けた取り組みとして、町内のミカン生産者がマルチ被覆を実施した面積に対し補助するものでございます。

魅力あるさが園芸農業確立対策事業費補助金3,994千円の追加補正は、ミカン園のスプリンクラー設置と葉ワサビの栽培施設に対する補助金でございます。

省資源型施設園芸確立緊急対策事業費補助金18,458千円は、原油高騰による生産コストの削減等を目的に、町内の各部会等が取り組む省エネ対策事業に対する補助金でございます。

畜産業費のさが畜産自給力強化対策事業費補助金2,902千円は、肥育素牛生産拡大事業として取り組むもので、町内3組合の電気牧さくや牛舎等の施設整備に対し補助するものでございます。

同じく、畜産業費の高齢者等肉牛飼育基金返納金3,001千円は、国への返納金であります。

また、高齢者等肉牛飼育基金繰出金4,740千円の補正は、佐賀県肉用牛特別導入事業基金への繰出金であります。

22ページをごらんください。

道路新設改良費の各補正は、辺地対策事業、道整備交付金事業等の各事業における予算及び財源の組み替えを行っております。

23ページをごらんください。

消防施設費の消防施設整備費補助金3,720千円は、第15部消防格納庫、詰所の新築に係る補助金であります。

24ページをごらんください。

小学校の学校管理費の耐震補強設計委託料2,670千円は、小学校施設の耐震化を早急に図る必要から、平成22年度までの3年間で計画に取り組むもので、今回の補正予算では、多良小・中学校屋内運動場、大浦小学校特別普通教室棟の耐震補強設計委託料を予算化いたしております。

中学校の学校管理費の耐震補強設計委託料4,060千円も、さきに述べたとおり、中学校施設において平成22年度までの計画で耐震補強に取り組むもので、今回の補正予算では多良小・中学校屋内運動場、多良中学校特別教室棟、大浦中学校普通教室棟の耐震補強設計委託料を予算化しております。

公民館費の地区公民館整備事業費補助金159千円は、牛尾呂地区の公民館改修工事に係る補助金であります。

次に、歳入の主なものについて御説明いたします。

11ページをごらんください。

分担金及び負担金や国庫支出金、12ページの県支出金、13ページの基金繰入金、14ページの町債につきましては、それぞれ事業の特定財源として、追加や減額の補正をいたしております。

13ページをごらんください。

特別会計繰入金19,138千円と、次のページで過年度収入3,272千円は、歳出補正額の一般財源として計上いたしております。

なお、11ページの普通交付税は、財源調整として35,656千円を追加補正いたしております。

6ページをごらんください。

地方債の補正で、道整備交付金事業に係る町債の増額補正は、特定財源として充当いたしておりました県の並行在来線沿線地域特別助成金の減額により、町債の増額補正をいたしております。

一般会計につきましては以上でございます。

次に、議案第75号は、平成20年度太良町山林特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入について説明いたします。

6ページをごらんください。

繰越金1,035千円の増額補正は、前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

歳出については、7ページをごらんください。

積立金370千円及び予備費662千円の増額補正は、前年度繰越金の確定に伴うものでありま

す。

次に、議案第76号は、平成20年度太良町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入について説明をいたします。

6ページをごらんください。

支払基金交付金の医療費交付金3,334千円及び国庫負担金の医療費負担金13,064千円の追加は、過年度分医療費交付金等の精算によるものであります。

歳出は7ページをごらんください。

一般会計繰出金16,398千円は、過年度分の精算による繰出金であります。

議案第77号は、平成20年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

7ページをごらんください。

工事請負費140千円の補正は、国民健康保険のレセプトの電算化に伴い、後期高齢者医療事務端末のパソコンの設置場所変更に伴う配線工事費であります。また、その財源は一般財源を充当いたしております。

次に、議案第78号は、平成20年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入について説明いたします。

7ページをごらんください。

国庫負担金の療養給付費交付金の9,954千円、国庫補助金の財政調整交付金2,635千円の追加は、額の確定に伴うものでございます。

療養給付費交付金の2,508千円の追加は、退職被保険者等高額療養事業費の増加に伴うものであります。

前期高齢者交付金の10,680千円の減額は、額の確定に伴うものであります。

次に、8ページをごらんください。

県補助金の財政調整交付金の1,757千円の追加は、額の確定に伴うものであります。

繰越金の16,078千円の追加は、前年度決算剰余金であります。

歳出について説明いたします。

9ページをごらんください。

総務管理費の一般管理費1,012千円の追加は、特定健診事務整理のための賃金696千円及び国民健康保険のレセプトの電子化に伴うパソコンの買い替え経費の備品購入費200千円等であります。

次に、10ページをごらんください。

療養諸費の一般被保険者療養給付費は、財源組み替えによるものです。

高額療養費の退職被保険者等高額療養費の2,508千円の追加は、事業費の増額に伴うものであります。

次に、12ページをごらんください。

後期高齢者支援金等の25,789千円の追加は、額の確定に伴うものであります。

次に、13ページをごらんください。

償還金及び還付加算金の退職被保険者等返還金1,554千円の追加は、過年度分の療養給付費交付金の精算に伴う返還金であります。

予備費の9,145千円の減額は、国庫負担金、国庫補助金、療養給付費交付金等の調整に伴うものであります。

次に、議案第79号は、平成20年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてであります。

6ページをごらんください。

今回の補正は、前年度繰越金2,250千円を一般会計へ繰り出すための予算措置であります。

次に、議案第80号は、平成20年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてであります。

6ページをごらんください。

繰越金626千円の増額補正は、前年度繰越金の補正であります。

次に、議案第81号は、平成20年度町立太良病院事業会計補正予算（第2号）についてであります。

5ページをごらんください。

医業費用、給与費、医師手当等1,639千円の増額補正は、医師の手術等の増加に伴う時間外勤務手当であります。

経費、報償費520千円の増額補正は、総務省から今年度中に策定を求められている公立病院改革プランについて審議いただくため、町立太良病院改革委員会を立ち上げますので、その委員への謝礼金であります。

医業外費用、消費税の265千円の増額補正は、本年6月の消費税の確定申告により中間申告支払いに不足額が生じる見込みとなったことによるものであります。

6ページをごらんください。

居宅介護支援事業費用の給与費、看護師手当等105千円の増額補正及び通所リハビリテーション事業費用の給与費、医療技術員手当等732千円の増額補正は、業務増に伴う時間外勤務手当であります。この財源といたしましては、予備費で対応をいたしております。

7ページをごらんください。

建設改良費、固定資産購入費1,366千円の増額補正は、整形外科の手術に使用する機器2台を購入するためのものであります。この財源といたしましては、一般会計出資金683千円

と損益勘定留保資金683千円を充当いたしております。

次に、諮問第3号は、人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。

本案は、現人権擁護委員の桑原昭子氏が平成20年12月31日をもって任期満了となりますので、後任として太良町大字糸岐1028番地2、大野啓子氏を人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

これをもって本日の議事日程を終了いたしましたので、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時12分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 末 次 利 男

署名議員 山 口 光 章

署名議員 下 平 力 人